

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称： _____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R6 宮繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築

評価項目	「工程管理」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>本工事は、長寿命化計画に基づき、建物の機能回復を図り、利用者の安全かつ快適な環境の確保を目的とした改修工事である。</p> <p>内部改修を行う期間（令和7年1月中旬～6月中旬）は図書館の2階を閉鎖することとしているが、この期間は変更不可であり、当該期間中においても、事務室やトイレ等の一部利用や催し物等の開催を継続しながらの工事となるため、施設関係者と工程調整を行いつつ、運営に支障をきたすことがないよう適切な工程管理が必要となる。</p> <p>また、別途発注工事の電気工事及び空調工事と一体となり工事を完成させる必要があることから、これらの工事との工程調整や、工程調整を反映させた工程表等の作成を行い、工事を円滑に進捗させることが必要となる。</p> <p>なお、本工事の受注者は、労働災害を防止するための協議組織の設置や発注者が開催する定例会議への参加が必要となる。</p> <p>これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <ol style="list-style-type: none">① 適切な工程管理を行うための工夫② 別途発注工事と工事を円滑に進捗させるための工夫	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：_____

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R6 宮繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>本工事は、長寿命化計画に基づき、建物の機能回復を図り、利用者の安全かつ快適な環境の確保を目的とした改修工事である。</p> <p>文化の森総合公園は、図書館、野外劇場、博物館、近代美術館等を有し、年間を通じて様々な催し物が開催されており、都市公園として多くの県民の憩いの場所として親しまれている。これらの施設を利用しながらの工事となることから、工事車両の進入路と来園者及び施設職員の動線が交錯するため、工事中の敷地内における来園者等への安全を確保することが求められる。</p> <p>また、工事による騒音、振動、粉じんが来園者に影響を及ぼすことがないようにするとともに、工事現場周辺の環境美化への取組が重要となる。</p> <p>さらに、建設産業の担い手育成の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしている。そのためには、取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整、安全確保等が求められる。</p> <p>これらを踏まえた上で、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>① 来園者及び施設職員に対する安全対策 ② 来園者に対する環境対策（騒音・振動・粉じん、環境美化） ③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たった事前調整等</p> <p>※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。</p> <p>※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R6 宮繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築

評 価 項 目	「工程管理」の適切性
---------	------------

具 体 的 な 施 工 計 画	
① 適切な工程管理を行うための工夫	
② 別途発注工事と工事を円滑に進捗させるための工夫	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称： _____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： ○○○○○○○○工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「○○○○」の適切性
---------	------------

具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ○○・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・ <p>※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！</p>	↑
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。</p> <p>なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。</p> <p>また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 <p>注1：手書きの場合も同様とする。</p> <p>注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。</p> <p>注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。</p> <p>注4：空白行は、行数に含めない。</p> <p>注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。</p> </div>	
<p>＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

